

基 監 発 0427 第 2 号
令和 2 年 4 月 27 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士の報酬基準の明示等について

平素より、厚生労働行政の推進に当たっては、格別の御理解と御協力を頂いており、感謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、貴連合会自ら電話相談窓口を設けるとともに、弊省の行う各種雇用対策については、各種助成金の申請を行う事業主への情報提供、相談及び書類の作成などの支援を通じて、御協力を頂いており、改めて感謝申し上げます。

一方、各種助成金の申請に関連して、一部の社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、事務を依頼しようとする事業主に対し、あらかじめ、報酬額の算定の方法等を示さないことにより、トラブルが生じるような事例が見受けられるところです。こうしたことは、社会保険労務士法施行規則に違反する行為であり、大変遺憾なことです。このため、貴連合会及び都道府県社会保険労務士会として、トラブルが生じないよう取り組み、解消されるべきものと考えております。

つきましては、貴連合会に対し、下記を取組をお願い致しますので、都道府県社会保険労務士会を通じて、会員である社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）あてに御周知いただくとともに、確実な取組をお願い致します。

記

- 1 社会保険労務士等が、雇用調整助成金等各種助成金の申請事務を受任する

場合には、社会保険労務士法施行規則第 12 条の 10（報酬基準の明示義務）に従い、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を明示するとともに、依頼者に対して丁寧に説明することにより、当該事務の受任後に報酬に関するトラブルが生じることのないよう御対応いただきたいこと。

2 都道府県社会保険労務士会において、助成金申請の事務を依頼しようとする者からの求めがあった場合には、関連する助成金の申請業務を専門分野として掲げている等、同業務に精通している社会保険労務士等の情報を提供すること等により、当該依頼しようとする者が円滑に事務を依頼することができるよう御配慮いただきたいこと。

3 上記の他、貴連合会及び都道府県社会保険労務士会は、社会保険労務士等と事務を依頼しようとする者との間において、事務の依頼に係るトラブルが生じることのないよう自主的な取組をお願いしたいこと。

以上